

2020年3月26日

## 「SDGsの推進に関する白山市と北陸電力株式会社との 包括連携協定」の締結について

白山市  
北陸電力株式会社

白山市（市長：山田 憲昭）と北陸電力株式会社（執行役員 石川支店長：東田 隆一）は、本日、「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結いたしました。

本協定は、白山市と北陸電力株式会社が相互に連携しながらSDGsの推進のため、ジオパーク及びユネスコエコパークの理念のもと、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的に締結するものです。

### 【連携事項】

1. 環境・エネルギーに関すること
2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
3. 産業振興・賑わいづくりに関すること
4. 観光・文化に関すること
5. 健康・暮らしに関すること
6. 教育・スポーツ・次世代に関すること
7. ジオパーク・ユネスコエコパークに関すること
8. その他、持続可能な社会を実現するための施策に関すること

今後は、連携事項に基づき、再生可能エネルギーの活用やEV利活用拡大の検討、ジオパーク・エコパーク活動の推進など様々な施策で相互の緊密な連携と協力を図り、地域社会の持続的な発展を目指してまいります。

（別紙資料）「SDGsの推進に関する白山市と北陸電力株式会社との包括連携協定」における連携事項

### 【お問い合わせ】

白山市：企画振興部企画課（電話）076-274-9503  
北陸電力：石川支店地域広報チーム（電話）076-233-8851

「SDGsの推進に関する白山市と北陸電力株式会社との包括連携協定」における連携事項

白山市と北陸電力株式会社は「SDGsの推進に関する包括連携協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、相互連携を図りながら、以下の8つの連携事項について検討・推進してまいります。

※下記の■は主な連携事項の具体例

1. 環境・エネルギーに関すること

■再生可能エネルギーの活用



福岡第一発電所

■EV利活用拡大の検討



白山市・北陸電力双方が保有するEVの利活用

2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること

■防災対策、地域の災害復旧への貢献



災害時の復旧作業

■地域見守り活動の実施



子ども110番の車

3. 産業振興・賑わいづくりに関すること

■地域おこしや賑わいづくりへの協力



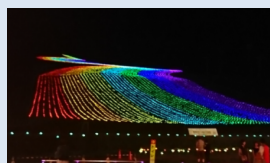
白山まつり（一里野）

4. 観光・文化に関すること

■観光振興や地域のイベントへの協力



白山白川郷ウルトラマラソン



白山一里野イルミネーション



白山検定

5. 健康・暮らしに関すること

■女性活躍・子育て支援等の取組みの推進



育児休業復帰セミナー

■健康増進活動をはじめとした健康経営の推進



北陸電力 健康増進活動

6. 教育・スポーツ・次世代に関すること

■教育の充実



学校への出前講座

■スポーツの振興



北陸電力ふれあいカップ バスケットボール大会

7. ジオパーク・ユネスコエコパークに関すること

■ジオパーク・エコパーク活動の推進



大日川 どり学童放流事業



ジオパーク遠足（獅子吼高原）



白山

8. その他、持続可能な社会を実現するための施策に関すること



SDGs 未来都市  
選定証授与式  
〔平成30年6月  
於 首相官邸〕

写真：内閣府提供

## SDG s の推進に関する白山市と北陸電力株式会社との包括連携協定書

白山市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、SDG s を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、SDG s の推進のため、ジオパーク及びユネスコエコパークの理念のもと、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を実現するために、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 環境・エネルギーに関すること
- (2) 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
- (3) 産業振興・賑わいづくりに関すること
- (4) 観光・文化に関すること
- (5) 健康・暮らしに関すること
- (6) 教育・スポーツ・次世代に関すること
- (7) ジオパーク・ユネスコエコパークに関すること
- (8) その他、持続可能な社会を実現するための施策に関すること

## （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

## （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

## （協議）

第5条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月26日

甲 石川県白山市倉光二丁目1番地  
白山市長

山田 憲昭 (自署)

乙 石川県金沢市下本多町六番町11番地  
北陸電力株式会社  
執行役員 石川支店長

東田 隆一 (自署)